

| 資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内 | 資金の内容・用途 |
|---|---|
| <p>⑩ 畜産経営環境調和推進資金</p> <p>【貸付利率】 ・処理高度化施設 補助事業 0.70 非補助 0.70 ・共同利用施設 0.70 (令和5年7月20日現在)</p> <p>【償還期限】 20(3) ・利用料、出資金に係るもの 15(3)</p> | <p>1 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「家畜排せつ物法」という。）に基づく処理高度化施設整備計画に基づいて行う次に掲げるもの</p> <p>(1) 畜舎、たい肥舎、サイロ、家畜用水施設、牧さく、排水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、未利用資源活用施設、農機具、運搬用機具の改良、造成、取得</p> <p>(2) (1)に掲げるものについて、賃借権を取得する場合における当該賃借権の存続期間に対する利用料の全額の一時払い</p> <p>(3) 畜産業を営む者の構成員としての法人への参加に必要となる(1)に掲げるものの取得（現物出資するために取得する場合に限る）又は出資（法人が(1)に掲げるものを造成又は取得するために出資する場合に限る。）</p> <p>2 共同利用施設整備計画に基づいて行う施設の改良、造成、取得</p> |

| 資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内 | 資金の内容・用途 |
|---|--|
| <p>⑪ 農業基盤整備資金（畜産基盤整備）</p> <p>【貸付利率】 ・補助事業 0.70 ・非補助事業 0.70 (令和5年7月20日現在)</p> <p>【償還期限】 25(3)</p> | <p>酪農・畜産生産基盤の維持・強化を目的に、農業者団体が主導して搾乳牛、繁殖雌牛及び肥育素牛（以下「生産家畜」という。）の預託事業を行う場合に必要の家畜導入資金</p> <p>ただし、生産家畜の飼養管理の預託が次の要件の全てを満たすものに限る。</p> <p>(1) 飼養管理の預託を受ける農業を営む者が次のいずれかに該当すること。 ア 認定農業者（農業経営改善計画又は酪農肉用牛経営改善計画の認定を受けていること。） イ 認定新規就農者</p> <p>(2) 生産家畜の所有権、処分権 その他の権利義務関係を明確にした預託契約を締結していること。</p> <p>(3) 預託契約において認定された金利が預託事業を行う農業者団体に対する貸付金利と同水準以下に設定されていること。</p> |

| 資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内 | 資金の内容・用途 |
|---|---|
| <p>⑫ 農林漁業経営資本強化資金（認定農業者向け）</p> <p>【貸付利率】 直近の決算状況に基づき1年ごとに以下のとおり判定 税引後当期純利益（個人にあっては農業所得）が ①0円以上の場合 3.40～4.55％ ②0円未満の場合 0.50％ (令和5年7月20日現在)</p> <p>【償還期限】 5年1か月以上20年以内（原則期限一括償還） 又は18年（うち据置期間8年）</p> | <p>新たな事業展開、事業再生等に取り組もうとする認定農業者に対して、民間金融機関からの資金調達を円滑にするため、債務者の評価において自己資本とみなして取り扱うことができる資本金（資本金ローン）。</p> <p><資金の用途></p> <p>① 農業施設の改良・造成・復旧・取得 ② ①に関連して必要となる費用の支出 ③ 農業経営の安定を図るのに必要な資金であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害、火災等)により被害を受けた農業経営の再建 イ 法令に基づく処分・行政指導を受けた農業経営の維持安定 ウ 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化等している場合の農業経営の維持安定</p> <p>④ 農業経営によって生じた負債の整理 ⑤ 構成員の脱退に伴う持分の払戻し ⑥ 緊密な取引関係の維持を目的とした関連会社への出資 ⑦ 資本構成の是正その他の財務内容の改善</p> |

| 貸 付 限 度 額 等 | 貸 付 対 象 者 |
|---|---|
| <p>1 処理高度化施設整備計画 限度額 個人 3,500万円 (特認1億2,000万円) 法人 7,000万円 (特認4億円)</p> <p>融資率 80% (特認 90%)</p> <p><特認要件> 計画が、家畜排せつ物の利用の促進に必要な施設の導入を図る計画又は環境保全のため家畜飼養施設を他の土地に移転する計画である場合</p> <p>2 共同利用施設整備計画 限度額 なし 融資率 80%</p> | <p>○ 畜産業を営む者 ○ 5割法人・団体</p> |

| 貸 付 限 度 額 等 | 貸 付 対 象 者 |
|---------------------------------------|---|
| <p>限度額 なし 融資率 100%</p> | <p>○ 農協、農協連 ○ 5割法人 ○ 農業振興法人</p> |

| 貸 付 限 度 額 等 | 貸 付 対 象 者 |
|--|--|
| <p>借入限度額：みなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額 又は1億円のいずれか低い額</p> <p>担保・保証人：無担保・無保証人</p> | <p>認定農業者(※) ※ 民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている者に限る。</p> |